修復的正義から「修復的実践」へ

――「修復的」であることの教育的意義の探求 ――

山 辺 恵理子

0 はじめに

日本において政治や公的な事業に対する国民の無関心が問題化されて久しい。例えば、2001年6月、司法制度改革審議会は2年間の活動の末に提出した意見書の中で「21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている」いと述べ、まず司法制度への無関心を払拭すべく法曹以外の一般の国民が裁判に参加する新しい刑事裁判の形を提案した。そして昨年5月、無作為に選ばれた一般市民が裁判員として裁判官とともに裁判を行う裁判員制度が施行された。

同制度の導入に伴い、裁判の公平性や、被害者、 被告人ならびに証人等のプライバシー保護、死刑の 正当性などに関して、多くの議論が展開された。裁 判や司法制度について国民に今一度立ち止まって考 えさせる、という役割は十分に果たしたと言えるか もしれない。しかし、それと同時に、裁判員になる ことのデメリットが叫ばれ、いかにすれば裁判員を 辞退することができるのかが国民の大きな関心を集 めている。最高裁判所は平成21年の裁判員経験者を 対象とした調査結果を公開し、裁判員に選ばれる前 は裁判員を「積極的にやりたい」または「やりたい」 と考えていた人は40.1%に過ぎなかったが、裁判員 として裁判に参加して「よい経験と感じた」または 「非常によい経験と感じた」人が96.7%に上ったと記 し2)、積極的な参加を呼び掛けてはいるものの、現時 点では、同制度が「公共的事柄に対する能動的姿勢 を強めていくこと |に繋がっているとは認めがたい。

このような中、刑事司法および少年司法において は近年また別の動きが国内外で展開されている。「修 復的司法」と呼ばれる実践の展開である。これは、 被害者や被告人とは無関係の第三者を裁判員として 意図的に採用し、その裁判員と裁判官のみが加害者

にどの程度の刑罰を与えるべきかを議論する裁判員 制度とは大きく異なり、被害者と加害者が自ら、多 くの場合実際に関わりを持つ人間(親や兄弟、地域 住民、教師など)やファシリテーターの協力のもと、 事件によって壊された状況をいかにして回復すれば よいかを議論することを重視する実践である。なお、 こうした刑事司法や少年司法における実践は「修復 的司法」と呼ばれる一方、その背後にある理念や思 想は「修復的正義」と訳されている3) (原語はともに 「restorative justice」。以下、修復的正義と修復的司 法の両方を含む、修復的正義にまつわる思想・実践 全体を示す用語として「RJ」を用いる)。この思想お よび実践を検討することは、司法の公共性について 改めて考え直す契機となり、「公共的事柄に対する」 人々の「能動的姿勢を強め」るための方法論を模索 する上で重要な示唆を与えてくれると考えられる。

本稿は、修復的正義を基盤とする「修復的実践 (restorative practices)」という教育実践の展開に注目し、修復的正義の教育的意義・人間形成上の意義を探求することを目的とする。そのために、1章では教育以外の分野におけるRJの展開を概観したうえで、2章において、修復的正義の基礎にある人間形成の視点を取り上げながら、修復的正義に基づく実践の一部が「修復的実践」として独自の展開を見せている状況を紹介する。

1 修復的正義の誕生と展開

1974年、カナダのオンタリオ州エルマイラで 2 人の青年が22件の器物損壊事件で有罪判決を受けた。信仰様式やルーツの面でアーミッシュに近いとされるキリスト教の一派、メノー派の信徒である保護観察官らは、キリスト教徒としてすべき対応を議論し、青年たちをほぼ全ての被害者に直接面会させ、弁償について直接交渉させた。この事件が後にエルマイラ事件と呼ばれるようになり、RJ誕生の起源と言わ

れる。暴力を法律や国家への侵害であると定義して 裁判官が量刑化された罰を加害者に与える刑事司法 とは異なり、暴力を第一には被害者に対する侵害と して定義し、実際の損害を受けた被害者や関係する コミュニティに所属する人々が被った害の修復を試 みることが「正義(司法のあるべき姿;justice)」で あるとする考え方はキリスト教に限らず古くから存 在していたと考えられているが⁴、この事件を機に 改めて国際的な議論の対象となった。

まずカナダにおいて、VORM(被害者-加害者和解 運動: Victim Offender Reconciliation Movement) が起こり、続いてアメリカにおいても 1977-1978年にインディアナ州でVORP (被害者-加 害者和解プログラムVictim Offender Reconciliation Program) が展開した。調停者の下で被害者と 加害者を対面させるなどして二者が話し合う場や手 段を提供するこれらの実践は、修復的司法の代表的 な形式として定着する一方で、FGC (家族集団カン ファレンス: Family Group Conference) やサーク ルといった、より多くの関係者が集まる形式の実践 も展開され、修復的司法の形式は地域やケースに よって多様化しながら、従来の制度を代替あるいは 補完し得る新しい司法のあり方として注目を集め た。染田惠はこうした状況を細かく整理したうえで、 「現在この理論が再評価されているのは、高度に組織 され、制度化された現行の刑事司法制度の限界を自 覚して、その外で、犯罪減少に対応しようとする点 にある」5)と分析している。RJの考え方に則ったシス テムの導入を検討する国々の多くは、①再犯率低下 (更生) の効果を持つ実践として6)、②犯罪被害者支 援に有効な方策として7、あるいは③刑務所の過剰 収容問題に対する解決策として8)、RJを評価してい る。さらには司法の枠を超えて、④紛争解決と平和 構築のための方法論としてもRJは評価されており、 南アフリカにおいて内戦や過去の大虐殺の根本的な 解決を目指して結成された「南アフリカ真実および 和解委員会 (SATRC South African Truth and Reconciliation Commission)」にも修復的正義の思 想は取り入れられた9。日本でも「被害者の視点を取 り入れた教育」の一環として受刑者を対象としたプ ログラムが導入されたり、犯罪被害者と加害者が対 話できる場を提供するNPO法人「被害者加害者対話 の会運営センター」が千葉県で、同じくNPO法人の 「被害者加害者対話支援センター」が大阪府で活動を 展開しているほか¹⁰、研究も1990年代末より蓄積されている¹¹⁾。なお、日本におけるRJの実践は海外ほど多くなく多様性も欠いており¹²⁾、それゆえに日本のRJ研究はその導入・普及を検討するための理論的研究が多いこと¹³⁾を指摘しなければならない。

2 修復的正義に基づく実践の教育現場へ の導入

1) 修復的正義に含まれる人間形成についての 視点——ハワード・ゼアの思想から——

修復的正義を思想的に、しかも人間形成的な視点から研究したものは少ない。そのような中、ハワード・ゼアは著作において修復的正義を裏付ける人間についての多くの洞察を記している。

ゼアの人間論の最も基本的な部分には、自己安定 (wholeness) という考え方がある。人間が自己安定 の状態に達するには、2つの条件が揃わなければな らない。まず、(1)いつも歩く道を歩けばいつも見 る風景が広がり、家に帰れば誰にも侵入されない自 分(と同居人)だけの居場所がある、といった日常 の中の規律を実感でき、それをもとに安全性を感じ られること。この「規律と安全性の実感 (sense of security, sense of order and meaning) | が一つ目 の条件である14)。また、規律や安全に加えて、人間が 精神的な均衡を保って生きていくためには、周囲に いくらかの影響力を及ぼせることが必要であるとい う考えのもと、(2)「決定力と自律性の実感(sense of control, sense of personal autonomy and power)」が2つ目の条件とされる。ゼアによれば、 自己安定および上記2つの条件は、いずれも人間の 基本的なニーズである。

なお、ゼアは、犯罪や事故、暴力は有無を言わさずに被害者の日常を奪うという意味で、規律と安全性の実感を脅かすと同時に、決定力と自律性の実感をも奪うと理解する。そのため、被害者は自身が正義に適っていると納得できるような対応が行われ、正義を実感すること、および、問題解決方法を模索・決定するプロセスに参加し、自分の意見に耳が傾けられ、相手の行動に反映される経験を積むことを通して、これらを回復しなければならないと論じている150。

ここで注意しなければならないのは、ゼアが述べる上記2つの条件および自己安定は、日々の生活の

中で常に多少なりとも脅かされ、修復されていると 考えられる点である。新しい価値観に出会ったとき、 初めての体験をしたときなど、その度に人は規律と 安全性の実感を揺るがされ、時には決定力と自律性 の実感を失う。しかし、日常的には自分自身で何を どうするべきか考え実行することが可能であるのに 対し、犯罪などの場合には不可能である(対人的な 問題であるため自分ひとりでは解決し得ない、従来 の司法制度などでは制度上認められていない、な ど)。ゼアは、犯罪などのケースにおいても、日常と 同じように関係者ら自身が考え実行するプロセスを 踏むことで、人間の基本的なニーズを満たすことを 提唱しているといえる。

2) 修復的正義から「修復的実践」へ

ゼアは修復的正義の代表的論者として国際的に認識されているにも関わらず、上述の人間形成に関する視点を取り上げた研究は、国内外ともに見当たらない¹⁶⁾。しかしその一方で、RJは海外において数多くの教育者の関心を集め、修復的正義に基づく諸実践が教育の分野で多く展開されている¹⁷⁾。

初めてRJが学校教育に導入されたのは、1994年 オーストラリアのクイーンズランド州のマルーチ ドール高校においてである。このオーストラリアに おける修復的正義に基づく教育実践の第一人者のブ レンダ・モリソンは、「方法やレベル、基準は様々で あれ、RJはおそらく常に学校のなかで実践されてき たといえる。よい学校教育は、よい家庭教育と同様 に、概して修復的な要素を持つもので | あると記し ている18)。また、現在教育現場における修復的正義に 基づく実践の導入を進める世界的な拠点となってい るIIRP (International Institute of Restorative Practices。詳細は後述) の創立者らも、「「修復的」 だと考えたことはないかもしれない」が、「教師たち は生徒に対応するために用いるツールを幅広く身に つけている」19)と述べている。「修復的」な活動が日 常的な教育実践に潜んでいるというこうした指摘 は、前節で述べた自己安定の揺らぎと回復というプ ロセスは日常に多く存在しているばかりか、新しい ものや知識と出会う教育の場面ではなお一層頻繁に 展開されているはずであることを考えると、驚くべ きものではない。さらに、「修復的実践を学ぶ最初の 一歩は、それらを意識できるようになること、そし て意識的かつ策略的に――常に意図的に――それら を用いることが出来るようになること」²⁰⁾と言われるように、教育場面に潜んでいた「修復的」な活動に注目することで、教育実践をより豊かにすることができると期待されている。本節では、このIIRPに注目して、RJと教育の関わりを概観する。

IIRPの歴史は、1977年、テッド・ワクテルが妻スー ザンと共に公立学校の教師を辞職し、NPOのCSF (Community Service Foundation) を立ち上げ、問 題を抱えた若者のための学校およびカウンセリング 施設の運営を手掛け始めたことに始まる。試行錯誤 の中で多くの実践を蓄積する中、1989年に青少年家 族福祉法 (Children, Youth and Families Act) の 一環として、問題行動のある若者への対処方法を親 戚を広く呼び寄せて話し合わせるカンファレンスの 手法 (FGC) が認められたオーストラリアの警察巡 査部長が1994年にアメリカで行なった講演を聴いた ワクテルは、こうした取り組みが関係者の感情に重 きをおくものであること、そして「感情がカンファ レンスを強力なものにしている」21)ことを感じ、自身 が蓄積してきた教育実践に通じる部分があることを 知った。その後積極的にFGCを学んだワクテルは連 続的にRJの概念にも出会い、次第に当時の自身の活 動の名称であった「Real Justice (真の正義)」をRJ と言い換える箇所も登場する²²⁾。さらにその後、RI をもとにしていると明記しつつも、自らの実践をRJ とは区別して「修復的実践」と呼ぶようになる23)。こ うして、2000年には修復的実践を担う人間を育成す るためのNPO組織としてIIRPを立ち上げるに至る のである。この組織の活動の成果は州立政府に認め られ、ついに2006年、IIRPは世界初の修復的実践の 修士号が取得できる専門の大学院となった。以降、 多くのアメリカ人教師をはじめ、ルーマニアの保護 観察官、アイスランドの警察や、コスタリカの法学 者、南アフリカの児童福祉士、ジャマイカの検察官 や香港の教師たちもIIRPで教育を受けた他、タイで の修復的司法の制度化にも寄与したとされてい る²⁴⁾。ワクテルとともにIIRPで活動するローラ・ マースキーがその目的について「人々を参加型の学 習と意思決定に従事させることで、人間関係を豊か にすること」²⁵⁾と述べるように、RJに教育的意義を 見出した人々の手で形作られた修復的実践は、司法 制度論や正義論から一線を画した別の分野として確 立しつつあるのである26)。

IIRPの修復的実践は、コストや効率性、制度との

整合性よりも安心できる学習の場としての雰囲気が つくれているかどうかに重点をおいた調査を、しか も修復的司法の分野で一般的に行われている調査よ りも同一調査対象者に対してより質的な調査を継続 的に行うことで、フィードバックを得ている27,こう した独特の評価方法を通して、IIRPは修復的実践が 人間形成上重要な意義を果たしていることを確認 し、正義論とは別の方向から修復的正義の思想の意 義を論じているのである28)。また、修復的司法におい ては問題が生じてからの対応に重点が置かれがちな のに対して、IIRPは毎時間の初めの5分程度を教師 と生徒が教室で円になって座り、今日の目標や最近 考えていること、昨日何をしたかなど、思いつくま まに共有する「サークル」29)の手法などを導入・提唱 すると同時に、教師が生徒に対して「人間らしくあ ること」、すなわち「感情的な文章」を話し、生徒の 「感情的な文章 |を尊重して聞き出す努力をすること の重要性を論じるなど、日々の教育場面の中で注意 して実践すべき手法を体系的に説明している30)。こ うした実践の積み重ねは、学習の場としての学校の 秩序や安全性、子どもの自律性を高める効果がある とともに、実際に問題が生じた際に修復的な実践を よりスムーズに運ばせる「先回りの (proactive)」効 果も有していると考えられており、修復的実践は修 復的司法の有効性を高める土台としての役割、さら には修復的正義実現の鍵としての役割も果たすこと が期待されている。

3 小括──今後の課題─

以上、手短ではあるが、RJの展開、修復的正義に含まれる人間形成についての視点、および教育実践の分野で生じている修復的実践と呼ばれる新しい動きについて概観した。なお、修復的司法および修復的実践は今後評価研究の蓄積に伴い、修正されていくことが予想される。

修復的実践の重要な課題は、教師教育にある。修復的実践には専門家としてのファシリテーターの養成が不可欠であること、およびファシリテーターの養成は体系的に行い得ることが、2006年のIIRPの大学院認定によって示されたといえる。日本においても今後修復的司法などがより広く展開されるようになり、修復的正義が実現に近づけられるためには、おそらく修復的実践がその鍵となり、学校教員がそ

の主な担い手となるのだろう。しかし、現段階で現場教師に自ら修復的実践について学ぶ時間を割くほどの積極性を期待することは難しい。まずは、今まで蓄積されたRJ研究を、教師を読者の対象として再編成していく作業が必要である。その上で、教育現場や子どもの学習・人間形成にとっても、修復的実践を導入することに意義があることを、教師たち自身によって確認してもらわなければならない。なお、しばしば修復的実践が「学校全体での取り組み(whole-school approach)」と呼ばれるように、校長をはじめ多くの賛同者を必要とする。こうした教育現場への導入を阻む多くの要素についても、整理する必要があるだろう。

課題は山積みであるが、本稿冒頭で書いたように、無関心の払拭を真に求めるならば、世界的拡大を見せるRJとその教育実践としての修復的実践に注目し、導入を検討する価値は少なからずあるはずである。最後にワクテルの言葉を引用する:

わたしたちは極度なまでの社会的なつがなりの喪失に適応し、それを補う方法を探らなければならない。そして、修復的実践はまさにそのための要となると確信している。つまり、ますます切り離されていくこの世の中で、コミュニティを修復し、人間関係を育むことのための要となるのである³¹⁾。

註

- 1) 司法制度改革審議会意見書 (2001年6月12日) 第IV章 (http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html#mokuji 2010年5月8日アクセス)
- 最高裁判所作成、裁判員制度ホームページhttp://www.saibanin.courts.go.jp/topics/h21_saibanin_kekka.html (2010年5月8日アクセス)
- 3) これは宿谷晃弘が2006年の論文「修復的正義・修復的司法の構想と法定刑の理論的位置について」『法律時報78巻第3号』日本評論社の中で提示した整理に基づいている。宿谷は、方法論として捉える論者と正義に関する思想として捉える論者の声が二重に重なり合って展開されてきたRJの議論に、一方の、さらにはその一部の声だけを反映した「修復的司法」という訳語を与えた日本のRJ研究の状況を問題視し、RJを修復的正義と修復的司法に分けて訳したうえで、修復的正義を目標とし

- て、修復的外交、修復的経済、修復的立法・行政・司法、 修復的文化活動といった実現手段を駆使して、実現す べきものであると整理した。本稿はこの区別に基づき、 「修復的正義」、「修復的司法」、「RI」を用いる。
- 4) 例えば、ニュージーランドの先住民マオリ族の問題解 決方法は1970年代から注目を集め、それをもとにFGC と呼ばれる手法がつくられ、今では修復的司法の重要 な一形態とされている。
- 5) 染田惠『犯罪者の社会内処遇の探求——処遇の多様化 と修復的司法——』(成文堂、2006) p.347
- 6) 例えば、Bonta, James Rugge, Tanya A, Cormier, Robert B and Jesseman, Rebecca (2006). "Restorative Justice and Recidivism: Promises made, promises kept?" (Dennis Sullivan and Larry Tifft (eds.) Handbook of Restorative Justice: A Global Perspective (London and New York, Routledge) pp.108-118)。なお、再犯率低下の効果についての実証研究については、染田前掲書pp.379-384に整理されている。
- 7) Stutzman Amstutz, Lorraine(2004) "What is the Relationship Between Victim Service Organizations and Restorative Justice?" (Howard Zehr and Barb Toews (eds.) *Critical Issues in Restorative Justice* (Monsey, New York and Cullompton, Devon, UK, Criminal Justice Press and Willan Publishing) pp. 85-93参照。
- 8) 例えば、Dinnen, Sinclair (2001) "Restorative Justice and Civil Society in Melanesia: The Case of Papua New Guinea" (Heather Strang and John Braithwaite *Restorative Justice and Civil Society* Cambridge, Cambridge University Press, 2001 所収)
- 9) Shearing, Clifford (2001) "Transforming Security: A South African Experiment" (Strang & Braithwaite op.cit. 所収) 参照。
- 10) この他にも、刑事司法のコスト削減、マイノリティや社 会的弱者 (DV被害者等) への対策としてのRJを評価す る立場がある。詳しくは、染田前掲書pp.360-361参照。
- 11) 日本の代表的なRJ関連文献として、細井洋子・西村春 夫・樫村志郎・辰野文理編『修復的司法の総合的研究 ——刑罰を超え新たな正義を求めて——』(風間書房、 2006)。
- 12) 例えば、イギリスには修復的司法協会 (Restorative Justice Consortium) と呼ばれる、100程度の組織や団体によって支援される、修復的司法を広めるための市民団体が存在する。支援団体の中には、警察や被害者支

- 援団体、更生施設のほか、学校に修復的正義に基づく実践を取り入れようとする団体(Restorative Justice 4 Schools)や、児童福祉団体、教会なども含まれており、様々な分野での実践の拡大が望まれている。また、被害者と加害者の対話の場を提供したり、被害者同士の話し合いの場を整えるフランスのNPO(Centre de Services de Justice Réparatrice)は、複数の省庁から支援を受けている。こうした幅広い支持は、残念ながら日本には見られない。
- 13) 例えば、染田前掲書第6章、吉田敏夫『犯罪司法における修復的正義』(RJ叢書、成文堂、2006)、竹原幸太(2004) 「開かれた修復的司法システムへの視座~リスク・コミュニケーションとしての修復的司法」(早稲田大学教育学論集第27号) など。
- 14) 以下、ゼアの人間論については山辺恵理子(2008)「〈正 義の経験〉を通じての人間形成――ハワード・ゼアの修 復的正義の基礎にある人間論――」(東京大学大学院教 育学研究科2007年度修士学位請求論文)参照。
- 15) Zehr, Howard (1990) Changing Lenses: A New Focus For Crime and Justice (3rd ed. Scottdale and Waterloo, Herald Press, 2005 (初版1990年) (日本語訳は、西村春夫監訳『修復的司法とは何か――応報から関係修復へ』、新泉社、2003) pp.24-25, 35-37, 44, 52-57.
- 16) なお、RJ研究者が取り上げることの多い人間形成論に近い理論として、シルヴァン・S.・トムキンズ (Silvan S. Tomkins) の「情動理論(affect theory)」と、ジョン・ブレイスウェイト (John Braithwaite) の「恥じつけ理論 (shaming theory)」が挙げられる。両理論に含まれる人間形成についての視点の整理も今後の研究の課題である。
- 17) 日本では一部の弁護士などが法教育の一環としてRJを 学校で紹介する動きが見られるものの、広い関心を集 めているとは言い難い。日本において教育とRJを正面 から論じた論者は、前述の竹原幸太と「生徒指導と修復 的司法―いじめ事件におけるVOMの活用―」大阪教法 研ニュース 第232号 (2008年1月) 執筆の吉田卓司と、 少ない。
- 18) Morrison, Brenda (2007) Restoring Safe School Communities – a Whole School Response to Bullying, Violence and Alienation (Federation Press), p.121
- 19) Bob Costello, Joshua Wachtel and Ted Wachtel (2009) The Restorative Practices Handbook --for Teachers, Disciplinarians and Administrators, Beth-

lehem, International Institute for Restorative Practices, p.39

- 20) ibid. p.39
- 21) Wachtel, Ted (1997) <u>Real</u> Justice: How we can revolutionize our response to wrongdoing Pennsylvania, Piper's Press, p.13 (日本語訳は、山本英政 訳『リアル・ジャスティス――修復的司法の挑戦』(RJ 叢書 2. 成文堂、2005))., p.35
- 22) Wachtel op.cit., pp.62-63
- 23) なお、「修復的実践」は福祉や紛争解決など、幅広い実践に対しても用いられており、教育実践に限って使われる用語ではない。詳しくは、Zehr (2002) op.cit., pp. 42-57参照。
- 24) Ted Wachtel and Laura Mirsley (eds.) Safer Saner Schools: Restorative Practices in Education, Pennsylvania, International Institute of Restorative Practices, 2008, pp.8-9
- 25) ibid. p.26
- 26) なお、教育実践における修復的正義に基づく実践を修復的実践と呼ぶ動きは飛躍的に拡大している。例えば、モリソンは数多くの実践評価を概観したうえで、「修復的正義の言語(例えば、「被害者」「加害者」)、とりわけ「正義」という用語自体が、容易には学校現場に馴染まなかった」(Morrison, op.cit., p.147) ことを課題として挙げている。そして、次の文章では、「修復的実践の導入は各機関の間のパートナーシップを改善する素晴らしい手段である」(ibid.)と述べ、「修復的実践」に換言している。また、近年では「修復的実践」という用語を使った書物が多く出版されている。例えば、Richard Hendry Building and Restoring Respectful Relationships in Schools: A Guide to Using Restorative Practice (Chippenham, Wiltshire, Routledge, 2009)、Jude Moxon, Catherine Skudder and Jim Peters Restora-

- tive Solutions for Schools: An Introductory Resource Book (Laughton, Essential Resources Educational Publishers Limited, 2008), Helen Cowie and Dawn Jennifer Managing Violence in Schools: A Whole School Approach to Best Practice (London, Paul Chapman Publishing, 2007).
- 27) Wachtel & Mirsley op.cit. pp.34-35 Youth Justice Board for England and Wales (2004) "National Evaluation of the Restorative Justice in Schools Programme" (creducation, org/resources/National_Eval_RJ_in_Schools-Full.pdf (2010年5月10日アクセス)) など参照。
- 28) さらにIIRPは経験的評価に基づき、修復的実践の効果として以下の項目を挙げている:問題件数の削減、平和構築、紛争解決学習、学力向上、教師の負担軽減、居場所の確保、共感の習得、感情コントロールの習得、ケアの学び、シチズンシップ教育。詳しくは、Wachtel & Mirskey op.cit., p.45、第17、18、19章を参照。
- 29) これは、1章に登場した修復的司法の手法の一つである「サークル」とは異なる。後者は問題が生じてから関係者がその問題と今後の対応について話し合うために集まるものを指し、問題が起きる以前からの日常的な実践とは異なる。
- 30) 詳しくは、Bob Costello, Joshua Wachtel, and Ted Wachtel *The Restorative Practices Handbook: For Teachers, Disciplinarians and Administrators* (Bethlehem, International Institute of Restorative Practices) pp.11-41。
- 31) Wachtel & Mirskey op. cit. pp.4-5

本研究は、平成22年度日本学術振興会科学研究補助金(特別研究員奨励費)の助成を受けたものである。